

政令第 号

港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

理由

港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。